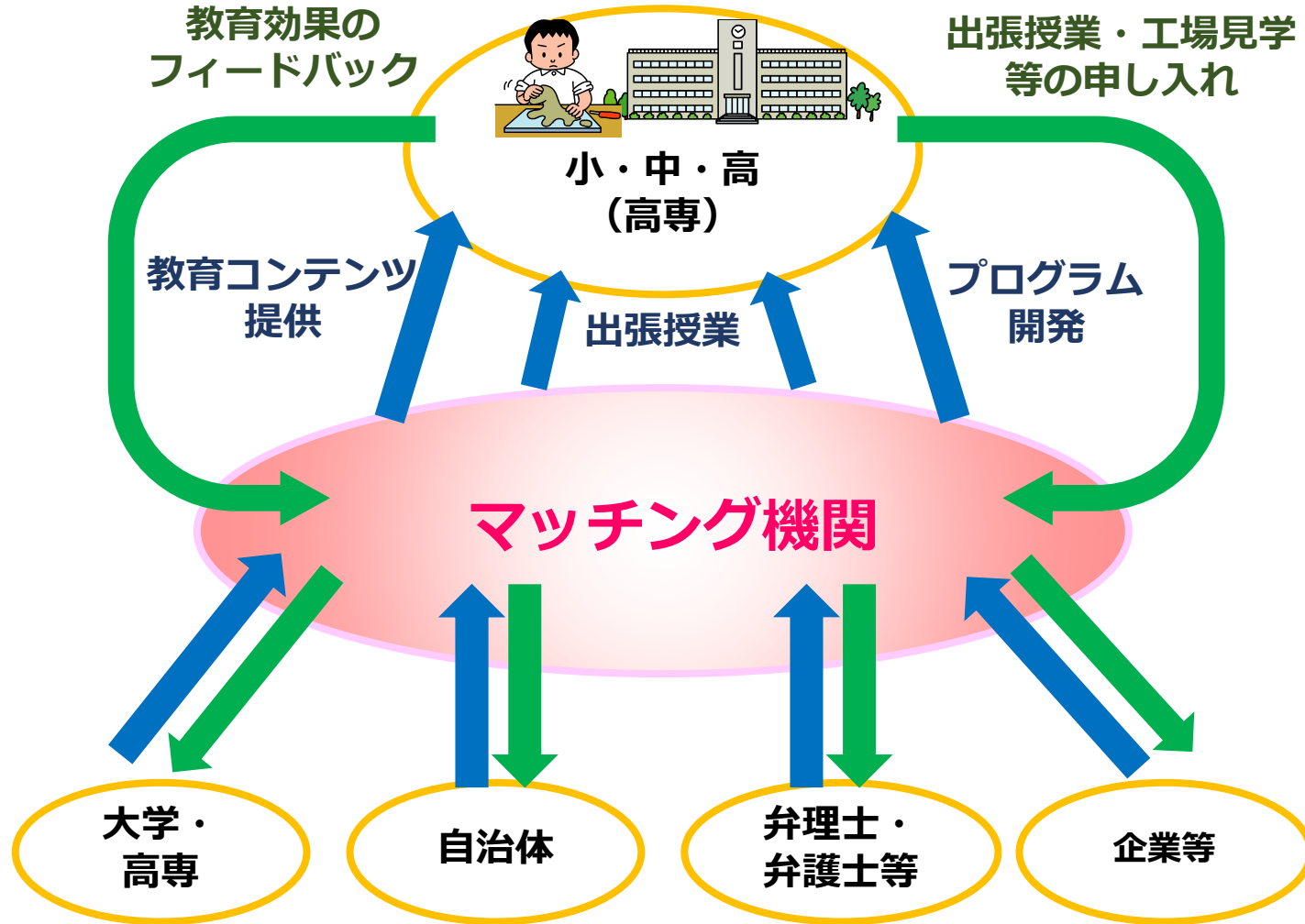


地域コンソーシアムの設立に向けた取組状況

(知財創造教育推進コンソーシアム推進委員会説明資料)

2018年2月15日

内閣府 知的財産戦略推進事務局



(知財創造教育コンソーシアム検討委員会(第1回)資料2から抜粋)

今年度調査の目的

地域バランスも考慮した以下の4地域で**コンソーシアムの立ち上げをパイロット的に行い、他地域でのコンソーシアム立ち上げに向けた課題等を収集**

4地域：北海道、愛知、大阪、福岡



今年度調査の内容

- 4地域における知財創造教育の**実践事例の収集及びヒアリングによる現状の把握と課題等の整理**
- 各地域で10名以上の委員からなる**「地域コンソーシアム」を構築・運用**（教育現場と地域社会とのマッチング、教育プログラム等の検討）
- 教育プログラム等に基づき、**各地域内の学校等において児童・生徒向けに実証を実施**

会合の開催時期

北海道：2017年10月～2018年3月に2回開催予定（第1回：2017年12月18日）
 愛知：2017年10月～2018年3月に2回開催予定（第1回：2017年12月1日）
 大阪：2017年10月～2018年3月に2回開催予定（第1回：2017年11月9日）
 福岡：2017年10月～2018年3月に1回開催（第1回：2017年10月23日）

学校での実証の内容・開催時期

地域	対象校	開催時期	内容
北海道	未定	3月	未定
愛知 (近隣県含む)	鈴鹿市立A中学校(技術科)	1月	新聞紙で作るペーパーブリッジコンテスト
	B高等学校(普通科)	2月	講義・グループワークを実施予定。
大阪	大阪市立工芸高等学校 (映像デザイン科2年)	11月	・著作権等に関する解説 ・権利侵害のケーススタディ ・映像等を使用する場合の手続きの紹介
	大阪市立C小学校(5年生)	12月	・身近な題材を用いた発明に関する講師からの問いかけと対話 ・知財にかかる寸劇 ・日本人の発明に関するクイズ
	大阪市立D小学校(5年生)	12月	身近な学習用品をテーマに、グループワークでアイデア・プランを考える。
福岡	E小学校(6年生)	12月	「発明しよう！ペーパータワーとプログラミング」

今年度調査における学校での実証の例(1)

(株)イトーキのキャリア教育プログラムでは、小学校5年のキャリア教育の中核的な授業として20限程度を使い、グループワークを通じて考えた身近なテーマのアイデア・プランに対して企業の開発担当者からの評価を受けるコンテンツを提供している。

イトーキの小学校へのキャリア教育プログラム「こんな学習机がほしかったん！」

対象	■ 大阪市立東都島小学校 5年生 2クラス 約80名		
講師	■ (株)イトーキの開発担当 5名程度(主にお題出しと発表の評価を担当)		
授業形式	■ アクティブラーニング(グループワーク)		
時間	■ 20限(1限は45分)		
位置づけ	■ 総合的な学習の時間(年間70限)を活用		
内容	① (株)イトーキからのミッションの提示(2限) ⇒ お題出し		
	② グループワークの検討の中間発表と評価(2限) ⇒ 考えたアイデア・プランのブラッシュアップポイントの発見(壊されることの重要性の学び)		
学校の 実施理由	③ 中間評価を経たグループワークの検討の最終発表と評価(2限) ⇒ 論理的に考え・伝えることの大切さや重要性を知る(検討のプロセスの評価を受けて次につなげる意欲を促す学び)		
	※上記に(株)イトーキが関わるが、前後のグループワーク等は教諭が担当		
教育現場との マッチング	「創造性」の要素教育	○	「知的財産の重要性」の要素 —
学校の 実施理由	■ 身近な学習机を題材に、アイデア・プランを考える学習機会を得られることから、5年生のキャリア教育の中核に本取組を据えている		
	■ 6年生では、抽象性の高い地域課題に対するアイデア・プランを考える学習機会を設定しており、6年次に向けたステップとして不可欠なものとなっている		
教育現場との マッチング	■ 本プログラムは、南大阪地域大学コンソーシアムが提供する5～6年生のキャリア教育プログラムの一環として実施されており、同コンソーシアムが2010年から、イトーキと学校との間のコーディネーターの役割を果たしている		

◆ 最終発表の様子



◆ 最終発表の表彰の様子



大阪大学・大阪教育大学・大阪工業大学の連携による知財創造教育の実業高校への知財授業

対象	■ 大阪市立工芸高等学校 映像デザイン科 2年生 39名		
講師	■ 大阪大学知的財産センター 特任教授(3大学連携の中で、本ケースを担当)		
授業形式	■ 座学(クイズを取り入れるなど、生徒を引き込むことを工夫)		
時間	■ 2限(1限は50分)		
位置づけ	■ 学科専門科目である「メディア演習(2単位)」の授業を活用		
内容	■ 写真・映像作品を守るためのルールの授業 ① 著作権、肖像権、著作者人格権の解説 ⇒ 関係する知的財産権の概念の学び ② 権利侵害のケーススタディ ⇒ どのような場合に侵害となるのかの学び ③ 映像・音楽素材を使用する場合の手続きの紹介(JASRAC等) ⇒ 他人の権利侵害をせずに作品創作するための方法の学び		
	「創造性」の要素	—	「知的財産の重要性」の要素 ○
学校の 実施理由	■ 映像デザイン科の生徒が、写真・映像作品を制作するうえで必要な知的財産に関する事項について、知的財産権の研究や専門性の高い教育を行っている大学教員の実践的な講義を受け、今後の制作活動に活かすため		
教育現場との マッチング	■ 大学と教育委員会が連携し、当該校と調整のうえ実施 ■ 大阪大学知的財産センター、大阪教育大学科学教育センター、大阪工業大学知的財産研究科・知的財産学部では、連携協定を提携することで、3大学連携による知財創造教育を推進している		

◆ 授業の様子



4地域における知財創造教育のヒアリングにより、地域コンソーシアム設立に向けての課題等の整理が進みつつある。中間的ではあるが、一部を以下に示す。

既存の取り組みの活用

- 既存の取り組みとの関係性を上手く生かしていく。
 - ・ 知財創造教育に取り組んでいる大学等
 - ・ 各省庁の取り組み（例：文科省の土曜学習応援団）

地域社会の巻き込み

- 各地域の教育委員会に、いかに参画してもらうかが重要なポイントとなる。
- 企業にとってのメリットを考慮すると、企業を巻き込みやすくなるか。
 - ・ CSR活動の一環
 - ・ 例えば、学習用品に関する事業を行う企業が、小学校で「こんな商品が欲しかった」をテーマにグループワークを通じてアイデアを考える学習機会を設定するなど、企業にもメリットがある活動を実施しているところもある。

地域に根差したカリキュラムの提供

- ものづくり企業に恵まれた地域では、子供たちがより身近に感じられるように、ものづくりに関する授業を取り入れるなどのカリキュラムも考えられる。